

## 平成 31 年度 齢科技工士実習施設指導者等養成講習会 実施団体公募要領

### 1 総則

高齢者の増加に伴い、歯科補綴物の多様化・高度化が進む昨今、歯科技工士の資質の向上を図ることは大きな課題となっています。特に歯科補綴物の多様化等への対応には、歯科技工士養成施設で実施されている技工実習が非常に重要な役割を担っていることから、その実習内容の充実を図ることが急務となっています。

このため、厚生労働省では、歯科技工士実習施設指導者等養成講習会（以下「講習会」という。）を実施することとしています。については、講習会を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するため、以下の要領で公募するものです。

なお、当公募は事業実施期間を十分確保するため、平成 31 年度予算案に基づき、予算成立前に公募を行っています。採択・執行に当たっては、国会での平成 31 年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることをご承知置き下さい。

### 2 目的

歯科技工士養成施設で実施されている技工実習の内容の充実、強いては歯科技工士の資質の向上を図るため、歯科技工士養成施設の指導者に対する講習会を実施するものです。

### 3 講習会の内容等について

- (1) 開催回数：年 2 回程度（東京都 1 回、大阪府 1 回）
- (2) 開催期間：1 回当たり 4 日間（28 時間）程度
- (3) 受講者数：1 回当たり 30 人程度
- (4) 受講資格：歯科技工士養成施設の実習指導者の任にある者又は歯科技工士で免許取得後 5 年以上の実務経験を有する者で歯科技工士養成施設の実習指導者となる予定にある者
- (5) 講 師：講習科目を教授できる歯科技工士養成施設等専任教員・歯科大学の教授又はこれらに準ずる者
- (6) 事業内容：
  - ① インプラントや CAD-CAM 等、多様化・高度化する歯科補綴物に関する講義、実技実習。
  - ② その他必要と考えられる事項に関する講義・実技実習。  
※ 4 日間（計 28 時間）のうち、3 日間（約 21 時間）は実習を行うこと。
- (7) その 他：
  - ① 講習期間中、専門に利用できる教室、演習室（実習のため）が確保できること。
  - ② 教室、演習室は採光、換気等が適当であり、学習環境に配慮がされていること。

### 4 講習会に係る補助金の交付について

本講習会に係る補助金の交付については、講習会の実施に必要な経費（職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、借料及び損料（会場借料）、社会保険料）に限ります。

（補助率）定額

（基準額）893,000 円（上限額）

## 5 事業期間

平成 31 年 4 月 1 日（月）から平成 32 年 3 月 31 日（火）

## 6 応募に関する諸条件

実施団体選定に係る公募に応募する者は、次の条件を全て満たす団体（以下「応募団体」という。）であること。

- (1) 講習会の実施に係る会計処理等の事務処理を適切に行う能力を有すること
- (2) 講習会を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等の管理能力を有すること
- (3) 日本に拠点を有していること
- (4) 厚生労働省から補助金交付等の停止、又は指名競争入札において指名停止を受けている期間でないこと
- (5) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること
- (6) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める参加資格として、別紙一に掲げる競争参加適合条件を満たすこと

## 7 応募方法等

### (1) 企画書等の提出書類

「歯科技工士実習施設指導者等養成講習会企画書」、「歯科技工士実習施設指導者等養成講習会に必要な経費内訳書」（別紙一）等を作成し、7（2）に示す応募方法により提出して下さい。

企画書は、様式任意ですが、以下の項目について具体的に記載してください。

- ① 講習会の実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制
- ② 講習会の実施時期  
原則として、平成 31 年 12 月 31 日（火）までに終了するものとする。
- ③ 講習期間中の教室、演習室の確保
- ④ 講師の確保
- ⑤ 講習会の周知方法、受講者の確保方法
- ⑥ 類似業務の実績とその内容

### (2) 応募方法

提出期限及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

- ① 提出期間  
平成 31 年 2 月 1 日（金）から平成 31 年 2 月 15 日（金）（必着）
- ② 提出先及び問い合わせ先  
(提出先)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局歯科保健課総務係 宛

※ 封筒の宛名面に「歯科技工士実習施設指導者等養成講習会企画書在中」と朱書きにより明記してください。

※ 応募書類は、原則として郵送又は宅配便により提出してください。  
郵送の場合、簡易書留等、配達証明可能な方法をとってください。

(問い合わせ先)

厚生労働省医政局歯科保健課総務係

電話 03-5253-1111 (内線 2583)

FAX 03-3595-8687

※ 問い合わせは、平日（月曜日～金曜日）午前9時30分～午後5時00分（正午から午後1時迄を除く。）とします。

③ 提出書類及び部数

ア 本事業に係る企画書	10 部
イ 経費内訳書	10 部
ウ 団体経歴（概要）、定款等、応募団体の活動が分かる資料	1 部
エ 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に 該当しない旨の誓約書（別紙－3）	1 部
オ 保険料納付に係る申立書（別紙－4）	1 部

## 8 応募団体の評価について

- (1) 「歯科技工士実習施設指導者等養成講習会に係る企画書評価について」及び「歯科技工士実習施設指導者等養成講習会に係る採点表」に基づき提出された企画書等について評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を実施団体として選定します。
- (2) 企画書等の評価を行うために応募団体からヒアリングを行うことがありますので、その際は厚生労働省の指定した日時・場所にご出席下さい。ご出席いただけない場合、当該者の企画書を無効とします。
- (3) 企画書を提出した者が、7 (2) ③エの誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画書を無効とします。
- (4) 評価結果は、企画書等の提出した応募団体に遅滞なく通知します。  
なお、評価に関する経過、内容等に係る問い合わせには応じられません。また提出された企画書等の資料は返却しませんので、その旨、ご了承ください。

### 競争参加適合条件

本企画競争に参加しようとする者のうち、次に掲げる制度が適用される者にあっては、この公募の提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料の滞納がないこと。

- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

※ 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

## 別紙－2

## 歯科技工士実習施設指導者等養成講習会に必要な経費内訳書

区分	支出予定額			備考
	員数	単価	金額	
職員諸手当		円	円	
非常勤職員手当				
諸謝金				
講師謝金				
旅費				
講師等旅費				
職員旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
借料及び損料				
社会保険料				
合計				

## 誓 約 書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年　月　日

住所又は所在地

商号又名称

代表者名

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

### 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中有るか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

年　月　日

住所又は所在地

商号又名称

代表者名

印

厚生労働省医政局長 殿